

北栄町脱炭素ロードマップ策定業務仕様書

1 業務の名称

北栄町脱炭素ロードマップ策定業務

2 業務の目的

北栄町では、地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、令和元（2019）年12月に「北栄町気候非常事態宣言」とともに、2050年までのゼロカーボンを表明している。

本業務は、脱炭素社会を見据え、本町の地域特性を踏まえて地域課題の解決につながるような再生可能エネルギーの導入や有効活用、省エネ対策等の目標を定めるための調査・検討を行い、2030年までに行政が率先して取り組む公共施設群を含めた2050年までにゼロカーボンを実現するための具体的なロードマップを策定することを目的とする。

3 業務の期間

契約の日から令和5年1月31日

4 業務の内容

（1）基礎情報の収集及び現状分析

ア 政策動向、上位計画及び前提条件の整理

イ 本町のエネルギーを取り巻く状況の把握と地域課題分析

ウ 住民アンケート調査

（住民1,000人を想定。調査表作成支援及び集計分析。※発送・回収は町が実施）

（2）温室効果ガス排出量の推計

ア 町内のエネルギー使用量、再エネ賦存量等の現状整理

町が提出する調査データ等を基にエネルギー使用量、再エネ賦存量の分析を行うこと。なお、温室効果ガスの種別はCO₂のみとする。

イ 2050年の温室効果ガス排出量等の推計

アの結果を踏まえ、2050年の町内の温室効果ガス排出量について、現状の推移の延長（BAUシナリオ）、現状で可能な省エネ技術の最大限の導入（省エネ最大限シナリオ）のそれぞれの推計を行うこと。

（3）将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

（1）、（2）の結果等を踏まえ、2050年のゼロカーボンを見据えた将来ビジョンと脱炭素シナリオを作成すること。脱炭素シナリオの枠組みとなる目標年度は2030年を中間目標、2050年を長期目標として検討する。

（4）再エネ導入量の推計と目標設定

既存の調査データと再エネポテンシャル量等から、太陽光発電やその他の再エネを考慮し、最適な再エネ導入割合を推計したうえで、（2）イのBAUシナリオと省エ

ネ最大限シナリオのそれぞれで必要となる再エネ導入量を推計すること。

(5) 将来ビジョン等の実現に向けた政策及び指標の検討・施策の策定

- ア ゼロカーボンに向けた政策の方向性
- イ 具体的な施策・事業
- ウ 事業進捗を測る指標

(6) 町民等を対象とした説明及び合意形成の支援

- ア (2)、(4)で行った調査及び推計について、現状を踏まえた太陽光発電、風力発電の関係性や、脱炭素化を目指すためにエネルギーの使用量を満たす再エネ導入量の規模感についての説明を行うための支援を行うこと。
- イ アで町民に対して丁寧に説明を行い、情報提供を行ったうえで、2050年までに町内の脱炭素を図るためには何が必要か、次の論点で議論し、合意形成を図るために、情報提供、解説などの支援を行うこと。
 - ・電気、熱、交通の3つのエネルギー部門のそれぞれの脱炭素化の課題と可能性
 - ・省エネ：建物の断熱・気密化、自家用車に頼りすぎない交通、電気自動車等の導入、高効率ヒートポンプ等の省エネ設備の導入、生活・仕事を含めた社会活動における行動様式など、様々な省エネの方法と実現可能性
 - ・再エネ：(4)で推計した脱炭素化のための再エネ導入必要量についての導入分野・技術と推進主体
- ウ 事業者及び各種団体に対してア、イに関する情報提供と合意形成を図り、意識啓発につながる支援を行うこと。特に温室効果ガス排出量が多い事業者（10社程度）については聞き取り等を行い、排出量削減の提案を支援すること。
- エ 説明及び合意形成の方法は説明会、ワークショップ、協議会等を想定しており、開催に伴う諸経費は全て受託者の負担とすること。
- オ 脱炭素ロードマップ策定のプロセスが町民や事業所等の意識や行動の変容に繋がる取り組みになるよう留意すること。

(7) 「北栄町脱炭素ロードマップ（仮称）」策定の支援

(1)～(6)を基に、次の内容を示した「北栄町脱炭素ロードマップ（仮称）」の策定を支援すること。

- ・2050年までの脱炭素化を見据えたロードマップ
- ・省エネの活用
- ・地域の再エネの活用
- ・2030年までの公共施設群におけるゼロカーボンを目指した再エネ導入計画

(8) その他

その他、本業務を行うにあたって仕様書に定めのない提案

5 成果品

- (1) 本委託業務の結果及び成果物を記載した報告書 1部
- (2) 本委託業務により収集・作成した資料等 1式
- (3) 各種会議等の議事録、打合せ記録簿 1式
- (4) 上記1～3の電子データ 1式

※提出媒体はCD-R又はDVD-Rとし事業名等記入したケース入りとする。

※電子データは、Windowsで使用可能なワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能なデータとする。

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、北栄町の条例・規則、その他関連する法令等を遵守しなければならない。また、業務の節目ごとに町担当者等との打ち合わせをするなど北栄町と十分協議の上業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 業務の実施にあたっては、善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに北栄町と協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務は、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用した業務であるため、同補助金交付の趣旨を理解した上で業務を遂行すること。